

運用の要件

- 1 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）が行われている成人で心肺停止状態であること
- 2 傷病者が人生の最終段階にあること
- 3 傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望まない」こと
- 4 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状とが合致すること

救急隊から「かかりつけ医等」に連絡し、これらの項目を確認できた場合、心肺蘇生を中断し「かかりつけ医等」又は「家族等」に傷病者を引き継ぐ。

ただし、外因性（転落、溺水、異物による窒息等）による心肺機能停止が疑われる場合は、心肺蘇生を継続し搬送する。

運用の細部

①心肺停止の確認

②心肺蘇生の実施と情報聴取

【初動の対応】

○家族等から、傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示されるまでは、通常の活動を続ける。

③家族等から、傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望んでいない」ことを示される。

【意思確認の方法】

○書面に限らず口頭の情報提供も含む。

○伝えられる方法によらず、傷病者本人の「心肺蘇生の実施を望まない意思」の確認は必ずかかりつけ医等に行う。

④かかりつけ医等に「直接」又は「訪問看護師等を経由して」連絡し、傷病者の意思を確認する。

【かかりつけ医等への確認項目】

傷病者が人生の最終段階にあること

傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望んでいない」こと

傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状とが合致していること

⑤かかりつけ医等が到着するまでの時間を確認する。

⑥引き継げる場合に限り、かかりつけ医等からの指示を受けて心肺蘇生を中止する。

【かかりつけ医等又は家族等への引継ぎ】

○かかりつけ医等が●●分内※（許容できる時間）に救急現場に到着できる場合
かかりつけ医等の到着まで救急隊は待機し、直接引き継ぐ。

○おおよそ12時間以内にかかりつけ医等が救急現場に到着できる場合
家族等に引き継ぎ、救急隊は引き揚げる。

⑦心肺蘇生を中止する場合は、家族等から「同意書」に署名をもらう。

未定の部分「※」は、地域の実状を踏まえ次のとおり地域MCが決定した。

地域	下関・長門	宇部・山陽小野田・美祢・萩	山口・防府	周南	東部
かかりつけ医到着時間	時間設定なし	45分	おおむね45分	45分	時間設定なし
かかりつけ医やその連携医と連絡が取れなかった時の対応	必要な処置をして早期搬送	必要な処置をして早期搬送、必要に応じて地域MC医師に助言要請	必要な処置をして早期搬送、必要に応じて地域MC医師に助言要請	必要な処置をして早期搬送	必要な処置をして早期搬送